

入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について

同じ症状による通算の入院が180日を超えると、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が支払われないことになっています。

そのため、180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は選定療養費として患者さんのご負担となります。

当院では、以下の金額を患者さんのご負担としてお願いしています。

一般病棟入院基本料（10対1入院基本料）・・・1日につき2,717円（税込み）

ただし、以下の状態にある患者さんは、選定療養の対象とはなりませんので、選定療養費の徴収はいたしません。

- ・厚生労働大臣が定める難病に罹患されている方
- ・重度の肢体不自由者、重度の意識障害のある方（日常生活自立度ランクB以上）
- ・脊髄損傷等の重度障害のある方
- ・人工呼吸器を使用されている方
- ・人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）

上記以外にも選定療養費から除外される条件があります。
詳しくは、病棟医事コーナーまでお尋ねください。